

閱覽用

平成28年 第1回

神崎市農業委員会総会議事録

平成28年1月5日

神崎市農業委員会

平成28年 第1回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年1月5日(火) 9時30分 開会
 2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室
 3. 出欠者の状況
 出席委員 33名 欠席委員 3名 傍聴者 0名

番号	役職	氏名	出欠	番号	役職	氏名	出欠
1	会長	田中 久男	出	20	委員	馬場 英征	出
2	副会長	森 義博	出	21	委員	服巻 玉美	出
3	委員	川浪 恒男	出	22	委員	柳川 芳和	欠
4	委員	八谷 実	出	23	委員	荒木 初男	出
5	委員	中島 和則	出	24	委員	大澤 一士	出
6	委員	鳥谷 隆則	出	25	委員	納富 照海	出
7	欠員			26	委員	副島 良治	出
8	委員	森田 昭己	出	27	委員	本村 宣行	出
9	委員	宮島 岩夫	出	28	委員	貞包 和則	出
10	委員	廣瀧 恒明	出	29	委員	鐘ヶ江政明	出
11	委員	志岐 善隆	欠	30	委員	中原 義高	出
12	委員	佐藤 芳春	出	31	委員	宮地 恆代	出
13	委員	早田 勝彦	出	32	委員	貞島 正則	出
14	委員	片江 護	欠	33	委員	船津 義隆	出
15	委員	北御門 勇	出	34	委員	高尾 謙一	出
16	委員	江口 佳昭	出	35	委員	西村 千秋	出
17	委員	野口 富三	出	36	委員	井田 克己	出
18	委員	島 榮治	出	37	副会長	倉谷 勝英	出
19	委員	酒見 貞之	出				

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

32番 貞島 正則 委員

33番 船津 義隆 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 大隈 豊文

係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条第1項第8号（農業用施設）の承認申請について	1件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	あっせん委員の指名について	1件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	8件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	38件
報告第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）について	3件

5. 説明のため出席した職員

農業委員会事務局職員

事務局長	大隈	豊文
農政農地係長	山口	秀利
農政農地係主査	有馬	靖子

農政水産課職員

農政企画係長	平	義孝
農政企画係主事	別府	卓馬

6. 会議の概要

事務局長

新年明けましておめでとうございます。

本年も、よろしく願いいたします。

本日は、新年のお忙しい中、総会に出席していただきありがとうございます。

それでは、座って議事を進めさせていただきます。

事務局長

それでは、平成28年第1回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

会 長

あらためまして、明けておめでとうございます。

開会に当たり一言挨拶いたします。

平成27年中においてはですね、農業委員会の制度改革やTPPの大筋合意と、それに伴う関連政策大綱とういのが決定されました、平成28年度からは農地利用最適化推進委員が委嘱されます、新しい農業委員会制度で取り組んでいくこととなります。

私たち農業委員の任期とういのは残り3ヶ月であります、しかし農地移動関係の他、次期農業委員会に引き継ぐ準備も現農業委員に課せられた仕事であります。

この一つのルールに乗って行き、次期農業委員さんに引き継いでいくということで、本年も、どうかよろしく願いいたします。

事務局長

本日の出席委員は33名でございます。

欠席届の方が 11番志岐委員、14番片江委員、22番柳川委員様より出されております。

現在、定足数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、神崎市農業委員会会議規則第6条「会長は、総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、これからの議事の進行は会長をお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議 長

日程第1 議事録署名委員の指名をいたします。

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、34番高尾謙一委員さんと37番倉谷勝英委員さんの2名をご指名いたします。

よろしく願いいたします。

議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を、事務局の大隈局長、山口係長をご指名いたします。

議 長

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

2件

議案第2号 農地法第4条第1項第8号（農業用施設）の承認申請

	について	1 件
議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 4 号	あっせん委員の指名について	1 件
議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	8 件
報告第 1 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の確認について	3 8 件
報告第 2 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 項の 規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農 用地利用配分計画関係）について	3 件

以上でございます。

（申請者入室）

議 長

それでは、議案書の 1 ページをお開き頂きたいと思います。

議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。

議 長

それでは、受付番号 1 番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第 1 号、受付番号 1 番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。

○受付番号 1 番 申請地の所在：千代田町〇〇畑の 4 0 m²です。

申請理由は「申請宅地に 2 階建て住宅を建築しますが、雨水排水や合併浄化槽の設置などで申請農地も住宅用地として一体利用したいので申請する。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：福岡県久留米市三潞町〇〇 譲り受け人：神崎市千代田町〇〇
施設の用途は住宅、駐車場、通路その他で実測 2 5 0 . 7 6 m²です。

総事業費は土地代、整地費など総額〇〇千円で、資金調達は全額借り入れ金です。

転用着工は平成 2 8 年 2 月 1 0 日、工事完了は平成 2 8 年 6 月 3 0 日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成 2 3 年 1 2 月 1 9 日。農地区分は第 2 種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。位置

図などの資料を5ページから7ページに添付しています。

資力及び信用については、融資見込証明書の提出と土地利用計画図などから判断して、計画面積の妥当性と併せて問題はないと思われます。

農地以外の土地の利用見込みについては宅地と一体利用による計画で、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意については該当なし。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性や 行政庁の免許、許可、認可などの処分の見込みについては関係書類が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は溜枡に集水してから隣接水路へ排水し、汚水などは合併浄化槽を設置する計画で、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われます。

法令などにより義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「受益地除外地の証明」、神崎市土地改良区より「事業施工地区外であり支障無し」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会より「当該地は〇〇遺跡の範囲内に位置していますので、開発にあたっては文化財保護法に基づく届出と埋蔵文化財確認調査を行う必要がありますが、必要書類は既に受理しており確認調査の結果今回の開発に支障はありません。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

議 長

〇〇番 〇〇委員さん、よろしくお願ひいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区です。

申請内容につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

私も現地を確認し関係者と話しましたが、申請地は周辺には農地がありますが、県道や宅地に隣接した生産性が低いところと思われる農地ですので、区長さんや生産組合長さんも今回の転用が周辺農地の営農や生活環境に支障を及ぼすことがないように十分に考慮し実行するよう計画されているということで、無条件の同意がなされています。

私も、特に支障はないと思いますが、ご審議をよろしくお願いします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号2番 申請地の所在：神埼町○○田の1，783㎡です。

申請理由は「老後の生活安定のために、申請地を購入して賃貸用共同住宅を建築する。」

ということです。

申請人は、譲り渡し人：神崎市神埼町〇〇 譲り受け人：佐賀市〇〇

施設の用途は、隣接の宅地1筆との一体利用で、共同住宅2棟、駐車場、駐輪場、ゴミ置場などで合計1,836.89㎡です。

総事業費は、土地代、整地費、建設費など総額〇〇千円で、資金調達は自己資金〇〇千円と借り入れ金〇〇千円となっています。転用着工は平成28年3月14日、工事完了は平成28年9月30日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。位置図などの資料を8ページから10ページに添付しています。

資力及び信用については、残高証明書と融資予約通知書の提出と土地利用計画図などから判断して、計画面積の妥当性と併せて問題はないと思われま

す。農地以外の土地の利用見込みについては宅地と一体利用による計画で、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意については地上権及び地役権者の同意書が提出され、行政庁の免許、許可、認可などの処分の見込みについては事前確認済みで該当なし。また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については確約書が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は溜枘や側溝に集水し既存の排水路へ排水する計画で、また、汚水などは市下水道に接続する計画で、区長さん、生産組合長さんをはじめ地区との協議の上、条件付きの排水同意書も提出されていて問題はないと思われま

す。法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「協議が整いさしつかえない。」、神崎市土地改良区より「事業施工地区外であり支障無し」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はいありがとうございました。議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

議 長

〇〇番 〇〇委員さん、よろしくお願ひいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番 〇〇です。

第1号議案の受付番号2番の申請は、私の担当地区でございます。

申請内容については、ただいま事務局の説明のとおりです。

私も現地を確認し関係者と話しましたが、申請地の周辺には宅地化が進んでおりまして、区長さん、生産組合長さん及び地区より、今回の転用については、周辺の営農や生活環境に支障を及ぼすことがないように十分に考慮し実行することを条件に同意がなされています。

私も、特に支障はないと考えていますが、委員さんのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です。

確認ですが、ただいま事務局の説明の中で、地上権の設定とういことで、話がありましたが、周辺にはそのような施設があるのでしょうか。

事務局

お答えいたします。

関係者から提出されている資料の中にもありますが、上空を九州電力の高圧線が通っていますので、その関係で、地役権等がありまして、その承諾を取ってありました。

以上です。

議 長

〇〇委員よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員

わかりました、ありがとうございました。

議 長

ほかにございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です。

確認ですが、宅地が、〇〇㎡あるんですが、字図で、〇〇番とありますが、この事でしょうか。

事務局

お答えいたします。

〇〇委員が確認された通り、〇〇番が宅地となっています。

議 長

〇〇委員よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員

わかりました、ありがとうございました。

議 長

ほかにございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

それでは、議案書の2ページをお開き頂きたいと思います。

議案第2号、農地法第4条第1項第8号（農業用施設）の承認申請、受付番号1番についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第2号 農地法第4条第1項第8号 2a未満の農業用施設の承認申請について説明します。

○受付番号1番 申請地所在：神埼町〇〇 田の103㎡ 申請理由は「国土交通省の河川改修公共工事の用地買収により宅地などが収用されましたので家屋を改築することになりましたが、狭くなった敷地内には駐車場などが十分確保できないので、既存の農業用倉庫を隣接の申請地に移設したい。」ということです。

申請人は、神埼市神埼町〇〇

施設の用途は、農業用倉庫の移設で103㎡です。

総事業費は、整地費、建設費など総額〇〇千円で、資金調達は全額自己資金です。

転用着工は平成28年2月10日、工事完了は平成28年3月31日の予定です。

農振除外の決定は平成23年12月19日。

農地区分は第1種農地で、許可基準は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（農業用施設で2a未満のもの）」です。位置図などの資料を11ページから13ページに添付しています。

資力及び信用については、総事業費は〇〇千円未満の事業です。土地利用計画図などから判断して、計画面積の妥当性と併せて問題はないと思われます。

農地以外の土地の利用見込みについては、移設する農業用倉庫は申請地と隣接する宅地の一部を敷地とする計画で、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意や行政庁の免許、許可、認可などの処分の見込みについては該当なし。また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については確約書が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は溜枡に集水し隣接水路へ排水する計画で、汚水などはなく、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「協議が整いさしつかえない。」、神埼市土地改良区より「事業施工地区外であり支障無し」、埋蔵文化財については、神埼市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地

の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はいありがとうございました。議案第2号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

議 長

〇〇番 〇〇委員さん、よろしくお伺いいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番 〇〇です。

第2号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局の説明のとおりです。

私も現地を確認し関係者と話しましたが、今回の転用目的は農業用施設の移設ですので、これによって周辺農地の営農に支障を及ぼすことがないように十分に考慮し実行するというので、区長さん、生産組合長さんも無条件の同意がなされています。

私も、特に支障はないと考えていますが、農業委員会のご審議をよろしくお伺いします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第2号、農地法第4条第1項第8号（農業用施設）の承認申請、受付番号1番について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案書の3ページをお開き頂きたいと思います。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたしますが、受付番号1番につきましては、先ほど事務局の説明のとおり許可申請書の取下げ願いが提出されましたので、審議は省略したいと思います。

受付番号2番を議題といたします。

受付番号2番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請を説明します。

受付番号2番 申請地所在 神埼町〇〇1, 028㎡

申請理由 「経営規模の拡大の為取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり〇〇万円で取引されているとのことです。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。

第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。

以上、所有権移転の要件を満たしていると思われます。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

(質疑・応答)

議 長

次に、4ページをお開き頂きたいと思えます。

議案第4号、あっせん委員の指名についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第4号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第4号 あっせん委員の指名について説明します。

これは農用地等売渡希望申出書の提出があったため、あっせん委員の指名を行うものです。

受付番号1番 売渡希望地所在 千代田町〇〇 田7, 841㎡

申し出理由は「財産処分の為。」ということです。

申し出者、売渡し希望価格については、記載のとおりです。

位置図は、P 1 4につけています。
以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員の指名について、あっせん委員を2名指名いたします。

土地の所在は、千代田町〇〇でございますので、私〇〇番の〇〇委員と〇〇番の〇〇委員さんの二人をご指名いたしたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということで、二人をご指名いたします。

宜しく願いいたします。

(農政水産課入室)

議 長

次に、別冊の議案第5号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についてを議題といたします。

議 長

それでは、提案者である農政水産課から1ページの総括表の説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

(起立) 農政水産課の別府と申します、よろしく願いいたします。

着席して説明させていただきます。(着席)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるもので

あります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表		利用権設定関係				
神埼町	新規	4件	再設定	3件	計	7件
内訳は田	14筆	35,626㎡				
畑	3筆	5,407㎡				
計	17筆	41,033㎡				
千代田町	再設定	1件	計	1件		
内訳は田	1筆	6,601㎡				
神崎市	合計	8件				
内訳は田	15筆	42,227㎡				
畑	3筆	5,407㎡				
計	18筆	47,634㎡				

となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。総括表の説明が終わりました。次に集計表について審議をいたしますが、議事参与の制限を受ける案件を先に審議いたします。

議 長

2ページをお開き頂きたいと思います。

神埼町の新規分の2ページの受付番号1番を審議いたしますが、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退室)

議 長

それでは、神埼町新規分の受付番号1番を、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの 神埼町 新規 1番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名 設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は

田 3筆 4, 215㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町新規分の、受付番号1番は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、神埼町新規分の受付番号1番については、原案のとおり決定されました。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さんは入室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員入室)

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分の2ページの受付番号1番から受付番号4番までを一括して審議をいたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの 神埼町 新規 1番から4番の申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして 田 14筆 35,626㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、神埼町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分の3ページの受付番号1番から5ページの受付番号3番までを一括して審議をいたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの 神埼町 再設定 1番から3番の申し出について説明します。

設定する内容は、畑 3筆 5, 407㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、神埼町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分の4ページの受付番号1番を審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町再設定1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田1筆6,601㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、千代田町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

以上で議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定関係の審議を終わります。

農政水産課の皆さん、大変ご苦労さまでした。

(農政水産課退室)

議 長

次に、別冊の報告第1号の1ページから13ページをお開き頂きたいと思います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について を議題といたします。

事務局から、1ページの受付番号1番から13ページの受付番号38番までを一括して報告をお願いいたします。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から受付番号38番までを議案書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

農地法第18条第1項、ただし書き1号から6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページから13ページに記載しております、受付番号1番から38番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約となっておりますので、お目通しをお願いします。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

次に、別冊の報告第2号の1ページをお開き頂きたいと思います。

報告第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）についてを議題といたします。

事務局から、1ページの総括表の説明をお願いいたします。

事務局

【報告第2号、総括表を基に朗読後、説明】

報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用

地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）について

佐賀県農業公社へ貸付られた農地について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により認可され、認可通知がきたものについて報告します。

1 ページの農用地利用配分計画関係総括表により報告します。

左から町名、認可年月日、利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者、利用権の設定地目、筆数、面積となっておりますので、お目通しをお願いします。

神埼町	計2件	田	47筆	97,422㎡
		畑	24筆	27,846㎡
		計	71筆	125,268㎡
千代田町	計1件	田	1筆	426㎡
神崎市	計3件	田	48筆	97,848㎡
		畑	24筆	27,846㎡
		計	72筆	125,694㎡

となっております。報告は以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。

報告第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第1回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

大変、ありがとうございました。

10時30分 閉会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成28年1月5日

神崎市農業委員会

会 長 _____

〇〇番 委員 _____

〇〇番 委員 _____